

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について

令和2年3月12日元予第2210号

大臣官房参事官（経理）から大臣官房統計部長、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、北海道農政事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について（令和2年3月2日付け元予第2076号大臣官房参事官（経理）通知。以下「参事官通知」という。）に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、既に一時中止措置を実施している工事及び業務について、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙の工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙の業務請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、工事請負契約書第19条及び第20条又は業務請負契約書第19条及び第20条の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、工事請負契約書又は業務請負契約書に類する契約書により契約している工事又は業務についても同様とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事請負契約書又は業務請負契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行う。また、一時中止の延長を行った場合においては、工事請負契約書又は業務請負契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までの期間とする。

また、参事官通知に基づく一時中止措置を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とする。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

## (2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

## 2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

。